

令和3年度愛知の農業委員会活動活性化運動推進要領
今回の改正のポイント(令和3年5月12日策定)

- 本要領が、直近の当会議臨時総会における「農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議」(今回の場合は令和3年3月26日に決定)を踏まえ、それを具体化するためのものであるという位置づけ・役割をより明確にしました。
そのため、各節の見出し等を以下のとおり改めました。
 - ・「1趣旨」を「1運動の趣旨～重点的な取組方針(「決議」の具体化)」に変更
 - ・「2重点取組」を「2重点的取組方針(「決議」より)」とするとともに、「決議」の内容を再掲(箇条書き)
 - ・「3農業委員会の取組内容」を「3農業委員会の具体的取組項目」とするとともに、「2重点的取組方針」のどの事項を具体化するものか、その関係を表示
 - ・「4(一社)愛知県農業会議の取組内容」を「4(一社)愛知県農業会議の具体的取組項目」に変更
- 「3農業委員会の具体的取組項目」について、データの更新や国等の新たな動きに対応する記述の追加のほか、「決議」で新たに取り上げた以下の項目の内容を充実しました。
 - ・農業委員と農地利用最適化推進委員の連携体制の強化 → (1)
 - ・農業委員と農地利用最適化推進委員の地域の話し合いへの参加、実質化された『人・農地プラン』の実行のための現場活動の展開 → (1)(5)
 - ・現場活動を効率的に進めるための活動記録簿の記帳の徹底 → (9)
- 「4(一社)愛知県農業会議の具体的取組項目」について、「決議」で新たに取り上げた項目を中心に(2)の「取組目標」を設定しました。また、「(3)取組事例の把握と情報の共有」のために収集する事例の様式を、ビジュアルでより親しみやすい形に改めました。
- 従来、参考資料として添付していたものは削除(必要に応じて別途、研修資料等として提供する予定)するほか、内容もできるだけコンパクトにして全体の分量を減らし、少しでも手に取りやすいように努めました。